

第 2 4 3 回幹事会議事要旨

日 時 平成 2 9 年 3 月 2 4 日 (金) 1 3 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

場 所 日本学術会議 6 - C (1, 2, 3) 会議室

出席者 (会長) 大西 隆

(副会長) 向井 千秋、井野瀬 久美恵、花木 啓佑

(第一部) 杉田 敦、小松 久男、藤原 聖子

(第二部) 長野 哲雄、大政 謙次、福田 裕穂

(第三部) 相原 博昭、土井 美和子

(事務局長) 駒形 健一

(事務局次長) 竹井 嗣人

(課長等) 小林 真一郎、小川 初治、井上 示恩、石井 康彦

審議事項等

- 1 前回議事要旨の確認が行われた。
- 2 以下の公開審議が行われた。
 - (1) 「日本学術会議主催学術フォーラムの選定及び実施について」の一部を次のように改正することを決定した。
 - (2) 分野別委員会における委員会・分科会（追加 2 件）及び小委員会委員（新規 1 件）を決定した。
 - (3) 声明「軍事的安全保障研究に関する声明」を日本学術会議会則第 2 条第 2 号の「声明」として取り扱うことを幹事会として審議・決定した。同声明の決定を次回総会の議案とすることについては取り下げられた。※別紙参照
 - (4) 報告「わが国の経営学大学院教育のあり方について～高度専門職業人教育を中心にして～」について、経営学委員会経営学大学院教育のあり方検討分科会の鈴木委員長及び高橋委員より説明があり、審議の結果、所要の修正を行うことを条件に承認した。
 - (5) 提言「21 世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」について、史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会の小佐野委員長及び秋山幹事より説明があり、審議の結果、所要の修正を行うことを条件に承認した。
 - (6) 日本学術会議協力学術研究団体を指定することについて決定した。
 - (7) 平成 29 年度第 2 四半期における学術フォーラム及び土日祝日に講堂を使用するシンポジウム等につき決定した。（8 件のシンポジウム等）
 - (8) 平成 29 年度第 1 四半期における学術フォーラム及び土日祝日に講堂を使用するシンポジウム等につき追加で決定した。（1 件のシンポジウム等）
 - (9) 4 件のシンポジウム等の開催、3 件の国内会議の後援を決定した。
- 3 その他事項として、報告(案)「軍事的安全保障研究について」について杉田第一部長からの審議経過報告及び大西会長から今後の幹事会日程について確認が行われた。

4 以下の非公開審議が行われた。

- (1) 補欠の会員候補者について選定することと、その補欠の会員の所属部について決定することについて総会に提案することを決定した。
- (2) 分野別委員会における特任連携会員（1件）及び小委員会委員（1小委員会）を決定した。
- (3) 外部委員候補を推薦することを決定した。
- (4) 日本学術会議連携会員の辞職の承認を同意することを決定した。

(別紙)

第243回幹事会議事録（※声明関連のみ抜粋）

<冒頭（略）>

※敬称略

○大西 次が提案の3になります。声明「軍事的安全保障研究に関する声明」を日本学術会議第2条第2号の「声明」として扱うこと、それとあわせて、ちょっと途中で議題を仕切る必要がでてくるかもしれませんが、提案の4が、この説明があると思いますので、まず提案3についての説明を伺うということに致します。これについては、安全保障と学術に関する検討委員会の杉田委員長から説明をしていただきます。

○杉田 はい、ありがとうございます。提案3につきましては、資料5別添2－1に声明案がございますので、これを御覧ください。なお後ほど、この報告についてはまた別途御報告すればよろしいでしょうか。報告のほうはこの後ですか。

○大西 そうですね、通しで説明していただいたほうがやりやすいですか。案件としては二つに分かれる可能性があります、では説明は一緒にお願いします。

○杉田 わかりました。それでは、当委員会では審議の結果をお手元の「軍事的安全保障研究に関する声明」案を作りましたので、まずこれについて御説明致します。

まずこれを読ませていただきますと、「日本学術会議が1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を、また1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する。科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えることである。学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない。しかるに、軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐる、政府による研究者の活動への一方的な介入が強まる懸念がある。防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」（2015年度発足）では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所

等に関する慎重な判断が求められる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要があり、個々の科学者はもとより、各研究機関、各分野の学協会、そして科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行かなければならない。科学者を代表する機関としての日本学術会議は、そうした議論に資する視点と知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く。」ということでございます。この案は委員会の審議結果を受けまして、査読を経まして、この形で本日提出させていただいたわけです。この取扱いについてですけれども、前回の幹事会におきまして、制度的な問題、歴史的な経緯等を含めてご説明し、ご議論いただいた中で、もうすでに方向性としては前回確認させていただいたと思いますが、この事案の重要性及び日本学術会議全体としてこれまで議論を重ねてきた、あるいはさらに広く学術会議の中で議論を進めてきたということもございますので、総会において採択していただきたいということでございます。あわせて報告について、参考1報告案についても簡単に御報告させていただきます。これは成り立ちとしましては、むしろ委員会では報告案を先に形成する形で審議を進め、ある意味でその主要な部分を抜粋するということを軸としまして、声明案を作ったという経緯でございますので、この報告と声明とは、一体のものであり、当然今後もし報告案が決定され、声明が採択された場合には両者は関連したものとして参照していただきたいというふうに思うわけです。この報告案でございますけれども、要旨の項目だけを、というのは報告案については実質的な最終決定は次回4月の幹事会でお願いできればと思っておりますので、本日はいわば事前協議ということでございますので、まず要旨の所でございますが、作成の背景として、この検討委員会が設立された経緯が書いてございます。そして現状及び問題点のところに、先ほど声明にもございましたが、二つの声明との関係が書いてございます。そして3、報告の内容として、まず第一は科学者コミュニティの独立性、これは特に過去の二つの声明との関係で、科学者コミュニティが追求すべきは学術の健全な発展であり、これを通して社会からの負託に応えることである、ここで軍事的安全保障研究というものを軍事的な手段による国家の安全保障に関わる研究分野というふうに定義致しまして、この分野における軍事的安全保障研究の拡大のしかたが学術にどのように影響を及ぼすかを検討の焦点としてまいりました。(2) 学問の自由と軍事的安全保障研究で、いまなぜ安全保障と学術の関係について検討しなければならないかといいますと、これも声明案に反映されておりますが、学術研究が政治権力によって制約されたり、政府に動員されたりするという歴史的経緯があるために、そのような緊張関係を踏まえて今後を考えなければいけない、そして特に防衛装備庁の、これはいわば本委員会の検討を始めた一つのきっかけでしたけれども、「安全保障技術研究推進制度」について評価をしております。その評価の内容は声明に反映されております。そして3番目が民生的研究と軍事的安全保

障研究ということで、この二つの関係をどう捉えるのかという、これも委員会でかなり議論致しましたけれども、この関係、区別はなかなか容易ではないことは事実でございます。また、いわゆる軍事的安全保障にかかる技術研究の内部で、自衛目的の技術と攻撃目的の技術が区別でき、自衛目的であれば認められるとかこういうふうな意見もあるわけですが、この区別は実際には困難である場合が多いと。こういうさまざまな困難がありますので、科学者はそのようなことを意識しつつ、入口において慎重な判断を行うことを求めています。そして4番目が研究の公開性ということで、特に学術の健全な発展ということを私どもが考える、これは日本学術会議が科学者コミュニティを代表すると称している以上、これが我々の存在意義なわけなんですけれども、このためには、科学者の科学研究が広く公開され、科学者コミュニティによって共有され、相互に参照されることが極めて重要であると。その点で、軍事的安全保障研究の場合、秘密性の保持が一般的に高度に要求されがちであったり、あるいはそれと関係して自由な研究環境の維持がなかなか難しい場合が多い等の問題を指摘しております。そして5番目が科学者コミュニティの自己規律ということで、これは学問の自由に関しまして、各科学者が個人的にすべて自ら判断すればいいのではないかという、そういうふうに科学研究の自由というものを理解する方もいるわけなんです。この委員会の立場と致しましては、研究適切性というのはもちろん科学者個人の考えることですが、同時に、科学者の所属する研究機関あるいは科学者の所属する研究分野の学協会等、そしてさらには日本学術会議も含めた科学者コミュニティが全体として、一定の共通認識、学術的な議論蓄積に基づく共通認識の中でその適切性については、一定の考え方を共有していくべきであるというふうに考えておりますので、そのような蓄積を進めていく一環として今回の報告・声明提案というものを考えていく必要がありますし、これを踏まえて、委員会と致しましては、今後この報告・声明を、それが採択されればですけど、是非踏まえていただいて適切なかたちで考えていただく、何を考えていただくかという、声明に反映されておりますけれども、研究機関はこの研究環境や教育環境を維持する責任を負うという立場から、軍事的安全保障研究とみなされ得る可能性のある研究について、研究適切性を審査する制度を作っていただきたいというところがございます。学協会においても対応していただきたい。そして6番目が研究資金のあり方ということなんですけれども、これはそもそも研究資金全体のあり方がどういうものであるべきなのか、ここでは学術の健全な発展のためには科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生的な研究資金の充実が必要であるという立場を明確にしております。以上のような報告案を委員会において作成し、査読の結果、現在このような形になっておりますので、報告についてはぜひ次回の幹事会において御審議いただきたいと思っております。以上でございます。

○大西 はい、どうもありがとうございました。ちょっと整理しますと、お手元で提案3と4がこの声明に関して二つの提案になっています。提案3のほうは通常の声明として幹事会での審議を求めるための提案になりますけれども、提案4のほうが次回総会の議案とするという提案になっています。つまり、私の理解では、この検討委員会の中で総会で審議してもらいたい、審議すべきだということについて意思決定をされたということですね。

○杉田 はい。

○大西 それに基づいて、今委員長から幹事会に対して要望されていると。それで手続き上は御承知のように、日本学術会議法で総会は幹事会に委任することができるということで、委任するものの内容が会則のほうに書いてありまして、その中に意志の表出というものが入っています。声明についても幹事会に委任されていると。それで細則がありまして、細則の中で総会への議案の提出者というのが決まっていて、会長、副会長、30人以上の会員、これらの提出者が一定のルールの下で幹事会に付議するという格好で総会へ議案を提出するということになっています。それで、解釈としてはあくまで幹事会が委任されているので、声明について審議をする機関ということになりますけれども、もし検討委員会の要望に応じて、幹事会でこれは総会の審議に委ねるという趣旨の意思決定をすればですね、それに基づいて幹事会を代表する例えば会長が提案者になって、総会議案として、改めてこの幹事会にそれをかけると。それを幹事会が総会議案として認めれば、それが総会議案ということになって、その場合には幹事会では議案としての妥当性は審議しますけれども、内容の是非までの審議はしないと、それは総会で行うということになります。そういうふうに私たちは整理をしてここにお諮りしたいと、そしてその場合には後段で説明のあった報告については、仮に声明が修正を受けた場合には連動して報告も修正しないと整合性が保てなくなるので、前後関係としてはまず声明について総会で審議・決定をして、それを受けて、報告についてはその後の幹事会で審議決定すると、もし必要であればそこに必要な修正を行うという扱いにしたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○杉田 はい、今会長の言われたとおりで結構です。これは今、提案4も含めて審議されているんですか？

○大西 そうですね、そういうことになりますね。

○杉田 そうですか。その場合一つだけ、前回企画課で整理していただいた表でも明示されておりましたが、提案者、説明者という書き方が従来されておるのですが、説明者に関してはここで同時に決定していただければと思います。

○大西 はい、そうですね。提案者については幹事会でそういうことを決めれば会長ということになると思います。内容については検討委員会で議論していただいたので、説明は検討委員会を代表して委員長にさせていただくということが適当かと思いますが。あわせてここで御審議をいただきたいと思います。

○井野瀬 すみません、査読結果を報告させていただきたいのですが。

○大西 査読結果は…

○相原 よろしいですか。それも含めてですけれども、今委員長のお話だと、検討委員会が結審して、結審というのは結論を出して査読に回したということですよ。それでよろしいですか。

○井野瀬 課題別委員会なので、はい。

○相原 そうですね。ですので、通常ですと説明者のところに立っていただいてここで説明をしてお認めするということですよ。それがまず一点ですし、それからもうひとつ先生が仰ったのは、報告とこの声明は一体のものとして扱えというような…

- 杉田 一体という表現は、特に最後に申し上げましたけど、今後これを参照していただく、もちろん採決されればですが、参照していただく場合なかなか声明だけですと意を尽くしてませんので、その背景というのはやはり報告を読んでいただいたほうがわかりやすいと。それから先ほど会長も仰ったように、声明がもし修正された場合には報告案と整合させなければならぬと、その趣旨で私は申しました。
- 相原 通常は論理的には逆で、報告がまとまってそれをベースに声明を出すっていうのが通常だと思いますけども。それで間違いないですか、そのように私は理解しておりますが。
- 杉田 それは色んなケースがあると思います。
- 相原 そうですか。じゃあそれは立場の違いということで、ですけども、正しいプロセスを、僕の場合だと今の二点から言うと、今日この声明というのは査読を経てきているので後でお聞きして、ここで審議してお認めできるものであればお認めしてですね、直ちに表出していただく、それについてなぜいけないのかがよくわからないんですけれども。
- 杉田 総会にかけないということですか？
- 相原 総会に報告を当然先生か会長がするんでしょうけれども。
- 杉田 先生、前回の幹事会にはご出席されていました？
- 相原 してません。
- 杉田 その時にだいた議論いたしまして。
- 相原 でもそれでそういうふうになった、結論が出たとは聞いていません。
- 杉田 いや、そこはちょっと会長整理してください。
- 大西 結論は今日出すと、議論は前回もして考え方の整理はしたと思いますけれども、結論は声明そのものがでていないと議論ができないということで…
- 相原 声明がでてきたのは今日ですね。
- 大西 前回の幹事会ではまだ声明の本体はでていなかったもので、声明、つまり委員会レベルで意思決定されたものは、3月7日でしたっけ。
- 相原 ここで整理していただきたいのは、僕は内容とプロセスのことを別にしていただきたいので、内容は査読コメントの前だから言うのもちょっといやなんですけど、僕はこれは早く出すべきだと思っていて、今日お認めするべきだと思います。それをあえて遅らせる理由というのをあえて作り出すのはいかなるものかなと。つまり通常、先ほど報告のところでもありましたが、修正が入る場合もある、入らない場合もあって幹事会としてお認めして、今までそうでした。少なくとも僕がやってる間はそうでしたし、そして重要な案件で報告に、まあみんな重要なんですけども、これも非常に重要なのでちゃんと報告をする。誰が報告するかはその時決めていただければいいんですけれども。そういうプロセスでなきゃいけないんじゃないでしょうか。
- 杉田 先生今私に質問されているんですが、この議案の出し方は会長なので、会長のほうからお答えいただければと思います。
- 相原 それは、この委員会の審議の話なので。
- 大西 ちょっと整理して、さっき私のほうから申し上げましたけども、これは形式的にいうと提案3と4が1セットになっていて、提案3が通常の声明を幹事会で審議してくれという

提案です。提案4がそれをこの委員会で総会で審議をしてほしいと、するべきだという意思決定をしたので、幹事会に対して検討委員会からこれは総会の議案とするように要望するという提案になっているわけです。後段のほうについては、これは検討委員会の経緯を委員長のほうから説明していただいたほうがいいと、そういう要望があると、つまり総会の議案とするという要望があると。

○相原 今の先生のいわれた、この提案4というのはどなたが提案しているんですか。先生がそうじゃないと仰っているわけですね。先生はこの声明を認めるということで提案されているわけでしょ。そうじゃないんですか、そこちゃんと整理していただかないと。

○杉田 提案4のほうは会長の提案です。

○相原 ですね。

○大西 ちょっと待って、そう書いてあるけども、やっぱり検討委員会からの要望を元に審議するんだから、要望がないと。

○杉田 そうですね、先ほど要望しましたと申し上げましたけれども、もう一回はつきりと申し上げます。

○大西 内容説明して、どういう趣旨で要望なのか。

○杉田 先ほど申し上げましたが、これまで数次の総会、あるいは各部会等でもあるいはその他さまざまな各委員会で議論したところもあるようですけれども、日本学術会議の様々な場において議論が行われ、会員の関心も非常に高い問題でございます。そして本日もメディア等もたくさん来ておりますが、社会的関心も高い問題でございます。この問題について声明をたとえば幹事会で決定することももちろん先ほど会長が言われたように規定上はできますが、ここではあえて幹事会から総会に提案していただいて、幹事会付議を経て、会長から総会に提案していただいて総会において審議し決定するというのがこの問題の重要性からみて適切ではないかということで、前回の幹事会においてもお諮りしそこでも大方の了承を得たと。それを得ましたので、私も最後の3月7日の委員会においてそういう幹事会の感触、もちろんその段階では決定まではいっておりませんけれども、前回の幹事会における議論経過をご紹介の上、委員会においても次回の幹事会、つまり現在の幹事会ですが、この幹事会に対して総会への付議をお願いするということでよろしいですかということで、委員会全会一致で決定したという経緯でございます。そこで本日このようにして幹事会に対してお願いをしております。

○相原 よろしいですか、意見。

○大西 はい。

○相原 経緯はそうに承りましたが、私は重要だからこそ、ここで承認をして、学術会議として声明を出すという結論であれば代表としての会長がされるのではないかと、おそらく好ましいとは思いますが、直ちにさせていただくというプロセスのほうが、この問題にかけた時間と先生方が出したという結論ですね、これまで第三部でもどのように扱っていたかという色んな意見は出ましたが、まず検討委員会の結論を待つと。そこで正しく審議しますということで進めていますので、先生たちの結論が出たのでそこでそれを承ってですね、審議して了承するのであればする、そしてそのまま進んでいくと。も

しパブリシティの面で仰っているのであるとすれば、正しくちゃんと学術会議声明ということで出せばよろしいのであってですね、それが一つです。もう一つはですね、やっぱり声明が変わると報告が変わるというこれも非常に変だと思うんですね。これは一体と扱うのであれば、委員会としては一体として出しているの、審議して修正があったらこっちの文言も変わるというならともかく、別々に扱うというそちらのほうも僕はおかしいと思います。

○杉田 そちらのほうはですね。

○相原 そちらのほうもです。プロセスとしておかしいと思っていて、本来ここでは声明の中身をちゃんと審議して了承するかどうかにはすべきだと私は思うんですけども。何故このプロセスのほうに話がいつてるのかがわからないですね。

○杉田 この点につきましてはですね、本日も幹事会でこういう形で提出したのは私の要請を受けて会長から出していただいているので。

○相原 それを審議すればいいんじゃないんですか。もしくは、先生に向かって、今前だからあれですけども、会長の提案に対して、私は会長の提案に対していえば反対ですけども、今提案3のほうをやっているの、4のところをやるのはまずいかなと思っていますけれど。もし動議を出せというならですね、非常にすばらしい声明だと思うので、ここですべきだと思います。これは私の提案ということになります。

○大西 あ、趣旨はわかりました。それではこれについて御意見を、ちょっと問題が錯そうしていますけども、つまり提案3のほうは繰り返し簡単にしますけども、ここに出された声明案の審議要請ですね。他の案件と同じです。ところが同時に、これについては総会で審議してもらいたいというのが委員会の意向なので、それについてあわせて提案しています。もしその後者のほうが認められれば、幹事会で決めるということもおかしなことになりますので、二重に決めることになりますから、幹事会では提案の整理、提案として妥当かという審議はこれからやりますけども、最終決定というか審議決定は総会で行うということになるわけです。ですからその関係を踏まえてこの3と4は一体的に議論しないといけませんので、そこについて御意見がありましたらお願いします。

○杉田 相原先生の前半については今から審議していただければと思いますが、後半については、一体というのは先ほど言ったように、あくまで採択された後一体のものとして扱われるべきものであるということで、例えばの話、そんなことにはならないと思いますけども、声明と報告とで表現が違っているということになりますと、参照した人は混乱を招くので、委員会において当然その場合には何らかの検討を経て報告についても一定の修正をすることがいいということでございまして、これは同時的に、一緒に決定してほしいとかそういうことを言っているわけではございません。

○相原 論理的にはやっぱり審議した結果が報告ですよ。そして結論を出されたと仰ったので。

○杉田 両方とも審議して、二つの意思の表出です。

○相原 言ってみればアブストラクトのものが声明になったと。形としては一体ですよ。

○杉田 別個のものでございます。付属文書ではありませんので。

○相原 付属文書ではない。

○杉田 付属文書ではありません。

○相原 別々に審議されたわけではなく、一体として、やっぱり声明はアブストラクトだと思います。

○杉田 まあ形としてはアブストラクトなんですが、ただ二つの成果物ですので、別に扱っていただきたい。

○相原 そこは手続き論の先にあるかもしれないのでちょっと避けますけども、僕はそこでちゃんと出されてきたものなので、報告はここでやるなということなのでやりませんけども、声明はここで審議しろと、査読も経ているので。本来査読結果を聞かないといけないのでちょっとフライングですけど。聞いた上で審議すると、そういうプロセスにしたいと、そして公表してくださいと思います。

○大西 御主張はわかりました。みなさんもわかったと思いますので、御主張の違いは。みなさんからの御意見を伺いたいと思います。

○花木 花木です。私も委員会のメンバーでありましたので、委員会の議論も承知しております。今相原先生の仰った、今ここで審議をして声明を出すことの非常に大きい利点は早く出せる、スピーディだということですね。だけど一方ではこの問題を議論していく中で出てきたのは、それぞれの会員あるいは多くの人がこれについて議論することが必要であると。そういうことを考えると、総会の場合は減多にない非常に良いチャンスであるということを見るとですね、総会が今から考えると約半月後なので、総会まで決定を持ち越してもそんなに時間的には遅れないと。そうするとより多くの議論を経て決定したほうがよろしいのではないかと、これが私の考えですけれども、というのは、この委員会の中でも委員会案にみんながみんな全く同じ意見かということそうではないということもありまして、様々な方の意見を考えた上で合意できるところで出てきているわけでありまして。またそういった総会の場合ですね、それぞれの方がそこで意見表明をされるということもあり得るし、あるいは委員会の場に傍聴しておられた方で御意見をお持ちの方もおられるだろうと思いますので、そういった方の御意見も伺うということでは、総会場で議論するのがいいんじゃないかと思っています。もちろん総会で議論するというのはなかなかマネージするのは難しいとは思いますが、やはりそういう機会が必要ではないかと思っています。

○相原 ちょっとだけよろしいですか。

○大西 はい。

○相原 それについてですけど、今までもみなさんの意見を聞いてきたはずですし、いろんなところで、部会でも、あるいは総会でも議論があった。そういう意見を聞いた上でこの委員会で議論をしてくださいということでセットアップされているわけですね。この委員会には、任されている。その意見を吸い上げた上で、シンポジウムもやりましたし、そのうえでの結論を出されたんだと、私は信じます。ですので、それを総会にかけてですね、極端な話、そこでたまたま否定的な意見が多かったらこれを変えるのかと。そういう話ではないと思うんですよね。これはこの結論を出してきた検討委員会の、正しくデュープロセスで出してきたものを、ここで正しく審議して、お認めするならお認めする。それは今まで

の全ての報告あるいは声明とか、提言もそうですけども、全員が同じ方向を向いていないかもしれないことはいくらでもあるわけですから、その結果プロセスを踏んできたことによって、これは日本学術会議の意思の表出ですとやってきたわけですね。誰か一人が実は反対だったということは仰ったところで、じゃあ認めませんというようなことはあり得ません。それはそういうふうにして正しくプロセスを踏んできたので、今花本先生が仰ったことをお認めすると、今までのステップが一体なんだったのかなと。正しいプロセスを踏んで、意思の表出をまとめてきていなかったのかと。そこに自信がないのもう一回戻しますという言い方をされているわけではないと思うんですね。私はそう思います。

○大西 もう少し御意見を伺えればと思います。この中にはかなり委員会のメンバーもいるんですが、委員会に所属していない方もそれなりにいらっしゃいますので、いろんな角度から御意見を頂戴できればと思います。どうぞ。

○長野 プロセスに関してではなくて、先ほど声明と報告を一体のものとして考えろということで、これを読ませていただいた中で、若干ニュアンスだけなのかもしれませんが、声明と報告に少し違いがあるかなと感じました、その象徴的な言葉の一つに、声明の中にですね、最初の段落の下の方に、上記二つの声明を“継承する”というように書いてあるんですね。継承するという言葉が、堅持する、でもないんですね。報告のほうには私が見たところではそういう言葉は出てこないように思うんですけども。

○杉田 他にもいくつか報告とは表現が違ったり、あるいは例えば最後のあたりがそうですけれども、声明という形にするためですけれども単なる抜粋ということではない部分がいくつかございます。

○長野 それではですね、なんでそれを言ったかといいますと、1950年、1967年の声明に対して、今回のこれはですね、いわゆるガイドラインを設定して必ずしも防衛装備庁の制度を否定しているわけではないんですね。それに出してはいけないとかそういう声明ではなくて、ガイドラインを設定してやりなさいと主張しているわけですね。継承という言葉でそれでいいのかという、ちょっとそこに対しては疑問を感じました。

○杉田 議長、こういう中身の話をしても、したほうがいいんですか。そういうことであれば、またそれは致します。

○大西 それは後でやるとして、まず最初に、どうやって決めていくかということについて整理をしたいと思います。あの中身については、どう決めていくかによって変わると。つまり幹事会で声明を決定するというのであれば、あちらに座っていただいて普通の報告や提言の審議をするということになります。そうではなくて総会に出す議案がこれでいいかという議論をするのであれば、少しやり方が変わって議案としての妥当性を議論することになりますので、ちょっと中身の議論の仕方が変わると思いますので、まずどういう決定の仕方をするのかということについて詰めたいと思います。

○杉田 よろしいですか。もちろん他の方の意見もありますが、私は本日はこの総会審議に付していただくということを決めていただくという想定で、ですからあそこに座らなかったんです。事務局からそういう指示を受けたんですが、ここでいいですと。通常のここで声明を採択していただく場合とは異なる対応で、準備もそういう準備をしています。ですから、

先ほどから相原先生の御提案というのは別に私にとっては早く決めていただくのは、私にとっても特に問題はございません。しかしながら準備の問題として、今日中身について審議するという準備をしておりませんので、これについては総会においてより詳しくご紹介し、しっかりと審議していただくということで予定しておりますし、おそらく他のメンバーの方々も本日そういうふうな形で御準備されてきたかわかりませんので、相原先生の御提案は非常に重要な御提案だと思うんですが、そういう意味で若干予定が変わるということの不利益、なんらかの問題点がないのかなと、ちょっとそのように思います。

○大西　まあ、今の点は一応両方の可能性があるというか、提案そのもの、オリジナルの提案は声明として審議する、幹事会にかけるという提案でありますので、その点提案3のほうはそういう趣旨です。どうぞ。

○井野瀬　私も検討委員会のメンバーですので、ここで発言してもと思っておりますが、冒頭に書かれているように1950年声明、1967年声明、いずれも総会での決議となっています。

○大西　制度がそうだったから。

○井野瀬　そうですね。ですから、幹事会と総会の関係が制度上どのようになっているのかということも、既に幹事会あるいは幹事会懇談会の場で議論したはずで、それを踏まえた上で、総会に出したほうが良いという流れになり、それゆえ20期の改革で幹事会に何が託され、総会の役割がどうで、ということをも2月の幹事会でも議論してきたと思います。総会で学術会議会員の意思を問い、共有するという意味も含め、そしてこの二つの声明を正當に継承するという形を整えるということも含めて、私は総会にかけること、総会に議事を進めてもらうことを念頭に置きながら、今まで議論をしてきました。相原先生の言われたことは、ここ幹事会に託されている役割としてももちろんあるわけで、花木先生もそれを否定することを言われたわけではないと思います。今日は3月24日ですが、4月13日の総会という議論する場があるわけですから、これだけ重い、学術会議の根幹にも関わる、学術会議の誕生にも関わる問題を議論するからには、時機の問題、早く公開するという問題だけでなく、形も含めて、議論の仕方があると思います。

○土井　私も委員会のメンバーでいます。前回の幹事会の時には、声明の内容に応じて考える、提案4についてはそういうふうに認識しております。この提案3と提案4を一括してやるというふうには思っていなかったのですが、少なくとも提案3のところでは先ほど杉田先生からご紹介いただいたものに対して、査読を経てますので、実はその査読のところでは色々な意見が出てますので、そのあたりも含めて紹介していただき、その過程を踏んで、提案4についてどうしようにするか、内容ではなく査読としてどういうプロセスがあり、その後で委員の間でどのようなやりとりがあったかということも御紹介いただいた上で提案4に関してどうするかというのを考えていただくというのが大事なかなと。なぜかと申しますと、幹事会メンバーすべての方が委員会に出ているわけではないので、そのところは情報共有すべきかなと思いますが、いかがでしょうか。

○大西　はい、そういう御意見がありました。私は先ほどまで総会決議か、幹事会決議かでここでの議論の仕方が少なくとも変わるのでまずそれを決めたいと思っていたのですが、中身がはっきりしないと、あるいは審議プロセスが共有されないとそのへんが議論がしにくい

という御意見が今ありましたので、少しそのどういう審議プロセスで、どういう査読で、どういう議論になってここに至ったかということについて、査読側、委員長から紹介していただいて、あらためてさっきの議論に戻るということにしましょうか。もしみなさんそれで良ければ、そういうふうにさせていただきます。いいですか、それでは、杉田先生のほうから。査読…

○井野瀬 私になると思います。

○大西 じゃあ、お願いします。

○井野瀬 科学と社会委員会委員長をしております。科学と社会委員会は、課題別委員会全ての意思の発出の査読をしております。この件については、委員長の私が委員会のメンバーであるということで、私はもちろん査読から抜けた上で、通常通り3名の査読委員の先生にお願い致しました。非常に短期間で大変頑張ってください期日をお守りになって今ここに至っております。その時間経過とともに、指摘されたことを少し含めてお話をさせていただきます。最終の検討委員会が行われたのが3月7日（火）、そして3月10日（金）検討委員会の事務局から草案が提出されて、同日、科学と社会委員会の事務局より査読委員3名に送付されました。締切は3月14日（火）16時までにとりまとめ担当者に送信、3月15日（水）16時まで査読完了ということで、非常に短い4、5日ほどでお願いしたわけです。とりまとめをされた先生から、科学と社会委員会の事務局に査読結果が送られてきたのは3月14日（火）のうちであり、きわめて早い時期に査読を完了していただきました。そして、3月14日の夜に送られてきた査読結果を、翌日3月15日（水）に検討委員会委員長、杉田委員長に送付致しました。そして修正等々を検討していただき、3月17日（金）、非常に短い時間、二日足らずのうちに改訂版を出していただき、その修正改訂版でいいか、再び3名の査読委員に送られました。これが3月17日（金）の13時すぎのことです。そして3月18日（土）、翌日の朝には3名の先生方の修正案に対する意見をまとめて、「この修正案で問題ないので幹事会にご提出いただきますようお願いします」というメールが送られてきました。そして3月21日（火）に幹事会メンバーに送られたということです。3月10日に草案が出されてから3月18日に査読作業全てが完了し、21日には幹事会メンバーへという非常に短期間に、査読委員の先生方、検討委員会の先生方にお力添えをいただきました。細かなことは通常通りの査読報告ということで、あまり申しませんが、いくつかの字句の修正が出ており、それに対応していただきました。同時に査読委員の先生からは、「長時間に渡って真摯な議論を積み重ねその結論を声明としてまとめられた本検討委員会の御努力に対して敬意を表する」、また、「声明としてまとめられた結論に対して、それが今後学術の発展、社会のあり方の道標となることを確信し賛同の意を示す」という言葉であったり、「学術の公開性」についても少し書いた方がいいかといった修正のコメントをいただいて、先ほど言いましたいくつかの字句修正とともに、先ほど言ったスケジュール、3月18日にすべての修正を確認していただいて、これで問題ないということを確認した次第です。ご協力いただいた査読の先生方がこんなに短期間でしっかり読んでいただけるとは思いませんでした。声明文の短さといえますか、簡潔さもあつたかもしれません。というのが、査読からの報告であり

ます。

○大西 はい、なにか付け足すことはありますか。

○杉田 今御紹介あったとおりで、査読委員からいただいた御指摘について、可能な限り対応致しました。例えば井野瀬委員から御紹介のあった公開性については、文言の修正でございますけれども、例えば、自主性・自立性・公開性と並べてあったところについて自主性・自立性、そして特に研究成果の公開性が、と切ったりですね、2段落目の上から3行目ですが、そして特にというあたりが査読への対応として付け加えた箇所になります。その他にも文言の修正はいくつかしております。そういう形で査読に対応させていただきました。以上です。

○大西 はい、ということで、査読は無限にやりとりするというふうにはなっていないで1回です。受けた側はそれに対して査読側に返して、あとは査読者の側が、科学と社会委員会が幹事会に対して勧告をするということになってまして、その勧告というのは対外発信文書として採択、委員会設置期間の延長・審議の継続それか文書としての位置づけの変更、文書の不採択、三つのうちのいずれかの勧告をするということになっています。今直接は仰いけませんでしたが、1ということなんだろうと思います。どうぞ。

○相原 聞けば聞くほどですね、すべてのプロセスを正しく踏んでいるわけです。先生の科学と社会委員会は採択するという結論をお出しになっているからこそ、ここに上がってきているんです。なのでここで、どうしてここで内容を審議せずにそのままにして、二週間放っておいて、要するにここの責任を放棄する必要がどこにあるのかよくわかりません。ここでちゃんと審議してですね、承認すべきものは承認すべきだと思います。それによって正当性は保たれるし、それによって失われるものはありません。私はこの声明を、日本学術会議の声明として出して、そうしたからといって、前の二つの声明と違う位置づけになるんですか。井野瀬先生がそう仰ったとは思いませんし、この重みは変わらないはずですよ。それで変わるぐらいだったらそれはプロセスがおかしいのであってですね、ですので正当な手続きを踏んで直に出す。総会で議論しないのかということそんなことはないと思います。議論すればいいと思いますが、決まったものは決めたものなので、そこに色々な議論はあるかもしれませんが、承る。そういうことでも全然問題はないと思います。

○大西 ご発言がありましたら。どうぞ。

○長野 基本的には今の相原先生の意見に賛成します。この声明自身は非常によく書かれているし、内容について先ほど継承という文言については意見は述べましたが、言葉遣いもかなり気を使って書かれていて非常に内容的にこれに対して根本的にどうのということはありません。ですから、もし可能であるのであれば、ここでこれを査読した結果を審査して認めると、そして総会に報告するということが私はよろしいんじゃないかなというふうに思います。確か前回の時の幹事会においては、総会において議論するかどうか承認するかどうかはペンディングだったと思います。決まっていなかったと思うんですね。

○大西 前回の決定は、議案がまだ出ていないので中身を見なければわからないという前提で、ただ可能性としてルールの解釈として幹事会が決めれば総会の審議案件とすることはできるというふうに私は思っています。

- 長野 ただ、総会でやるっていうのを決めたわけではないですね。
- 大西 それはまあそうです。他にご発言がありましたら、どうぞ。
- 小松 私は委員ではないんですけれども、これまでの総会においてもこの問題の重要性に鑑みて、ぜひ委員会とかあるいは幹事会だけで事を進めずに総会で議論する機会を設けてほしいという意見が繰り返し出されていたと思います。これがいわば最終バージョンですので、それを総会の場で会員全員が吟味、熟読して、決を採るということに私は意味があると思います。といいますのも、この声明は単に学術会議が発出するということで終わるわけではなくて、これからいろいろな現場で議論をするための基礎になるものですので、多くの会員がこの問題の重要性あるいは基本的な考え方について共有しておくことにはものすごく意味があり、そういう場を総会で実現するというのは私としては大変大切なことではないかと思います。会員の全てが委員会の情報に絶えず接しているわけでもないと思いますし、そこでやはり全員で確認し、合意をとるということに意味があろうかと思います。幹事会としてはこれまでの皆さんの御意見を伺っていますと、この声明については異論がないということですので、まさにそれを踏まえて幹事会から総会に提案するということができればいいかなと思います。
- 大西 まああらゆる提言・報告がその対象になるということも言えるんですけどね。なぜこれだけがっていうことが問題になるということでしょうね。他にご発言ありましたら。すべての意思の表出については幹事会で決めるということが一応ルールになっているということで、このルールでないことを今やると。それを幹事会が決めれば、幹事会が日常的なものの最高決定機関ですから、それは幹事会に与えられている権限だろうというのがルールの解釈です。どなたか、ありますか。お二人煮詰まっていって…
- 杉田 私は今ここにいらっしゃるメンバーで、委員会メンバーと重複度が高いので、ちょっと外部から見たときに、委員会で決めたものをここで決めるということが、約半分くらいの方が重複しているので、ちょっとそこがどうなのかなということが気にはなります。
- 長野 先ほど小松先生は、総会で合意を得ると仰いましたよね。確かにそうなんですが、しかし實際上考えたときに、ありとあらゆる意見が出る可能性があると思うんですね。そこをそう言った時にここをこう修正すべきだ、と非常に幅広い意見が出たときに採択されない可能性も十分あり得るということを前提にしているんでしょうか。合意が取ればいいんでしょうけれども、それこそ委員会の中でも色々な意見があると、私は委員ではないのでわからないのですが、色んな意見があったと聞いています。それが全部盛り込まれているというわけでもないかなと思いますので、非常に強い意見としてそういうことを盛り込むべきだという意見があったり、これでは従来のものを踏襲していないのではないかなというような意見もあるかもしれません。色んな意見が出てきた時に、この意見が認められないという意見が出てきた時に、この声明がどうなるんだろうかということをちょっと懸念致しますけれども。
- 小松 その場でどうなるかは私も予言者ではないのでわかりませんが、これまでの委員会の審議、特に内容の濃い議論をずっと重ねられてきて、幹事会が委員会の最終案を認めて総会に出すということはそれだけの重みが私はあると思うんですね。私の予想といいましよう

か、これだけの負託を負って回答を出された委員会の成果ですので、そのような異論、反論が続出するということはあり得ないというふうに私自身は思います。そういう場合はまたあのもとの戻すことになってしまいますので、会員の良心を信じますけれども。大丈夫だろうと思いますが。

○長野 例えばこういった非常に重要な報告あるいは声明になりますと、ひとつになかなかまとまらずに、少数意見でもあったということをおの中に本来であれば記載すべきじゃないかなという意見が出てくる可能性があると思うんですね。つまり、書き換えろということになると思うんですけれども。過去の 1950 年あるいは 1967 年の時も全員一致で必ずしも戦争を目的とする云々ということに必ずしも全員が合意したわけではないということも承ってですね、そういう文言は出てきませんよね。50 年後、100 年後これを見たときに、全員一致で当然これをオーケーしたということかということじゃない意見もあったと思うんですね。それはでてないですよ。そういうことを書くべきだという意見に対してはどういうふうに答えられますか。

○大西 小松先生…

○長野 先生が答えるべきかはわかりませんが、こういう問題としてさせていただきますけれども、つまり多数決で決めるものではないと思うんですね。

○相原 やはり今の議論はプロセスをそういう方向にしてしまうというリスクをここがあえて負う必要はないわけですね。幹事会に、先ほど先生が仰ったことは自己矛盾してると思うんですが、大変な役割を負った委員会が正しいプロセスで出してきた、科学と社会委員会がエンドーズしたものをここで審議して、そして認めたら、総会にですよ、これは幹事会が責任をもって承認したものですと言ってサポートすべきなんですよ。もちろんご議論していただくのは当然だと思います。もしかすると、やってみなきゃわからないので、全員一致で拍手が来るのか、反対意見もあるかもしれません。でも反対意見があったとしても、これはここに総会から権限を委託されているから決めたんです、だから学術会議の声明なんですと言って悪いですか。僕はそれはできると思います。

○杉田 私は決めてほしいので。採択していただきたいので、ですから先生と何の対立もしていません。なんか今日対立してる感じになっていますが。

○相原 対立は全然してないと思います。

○杉田 私は全然対立していません。

○大西 ここで決めてもいいんですか？

○杉田 だからみなさんがどう出るかですよ。私自身は先ほどから懸念を申し上げています。つまり、メンバーシップの重複、この問題は一番大きいです。

○大西 これはしかし委員として選ばれているので。

○相原 選ぶときにそれもわかって選んでるんですよ。その苦労は見ているはずですよ。コンフリクトインタレストについて先生方ちゃんとやっておられたと思いますよ。その議論は何度も聞きましたし、オープンなメンバーシップですよ、誰も隠れてやってないんです。

○杉田 もちろんそうです。ですから私自身はせっかく作ったものを早く決めていただければその方がうれしいですけども、外から見た場合に、そうした決定でいいのかなと言われるこ

とを危惧しているだけです。そここのところははっきりしていただきたいということです。

○大西 他に意見ありますか。ちょっと集中的に意見を出していただいて、はいどうぞ。

○大政 重複するかもしれませんが、もともと総会で会長がこの問題について提案をされたという経緯がございますよね。この問題をこれから審議していくんだということをですね。

○大西 会長報告ですね。

○大政 そういう状況で、もう一つは杉田委員長がお考えになられているのは、できるだけ多くの人たち、会員ですね、その人たちに支持をいただいて出したいと。全員というのはなかなか難しいのかもしれませんが、そういうことを考えて総会と言われているんだと思います。ただ事務的には、相原先生が言われているとおり、この場で決定すればいいんでしょうけども、プロセスが規約の問題等でここで決めて総会でもう一回決めればいいのかとすることができないので、総会でと理解しています。私もできるだけ多くの支持を得て学術会議が出したと、もちろん付託を受けてますから、この幹事会で決めれば基本的にはいいんだという考え方もあると思うんですけども、そのような杉田委員長のお考えを尊重したいということで意見を申します。

○大西 他に、この際ご発言いただけるとありがたいですが。

○福田 私自身はですね、この問題の重要性は非常によくわかるんですけども、重要な問題というのは今までも山のようにあって、なんでこの問題だけを取り上げて総会審議にしないでくちいけないのか、そこが理解できない気がいたします。軍事的安全保障の問題はもちろん大事ですが、でも私自身が座長をやっている委員会（学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える検討委員会）も極めて大事だと実は思っていて、ただそのプロセスを総会でやることはきっとないだろうとも思っているんですね。だから、個人的には特出しにしないでならない理屈というのがやはりたたない気がするのです。ですから、これも非常に重要な問題ですけども、デュープロセスを踏んで、プロセスの中できちんとやって、これを認めたなら総会で報告して議論するほうが正しいのではないかと思います。私自身が委員会でやっていることも、そのプロセスにきつとなるんだろうと思って、それで決めた上で色々と意見があった場合は、その意見がまっとうな意見、みんなが支持するような意見であつたらもう一度考え直すということがあってもいいと思っています。いずれにせよこの案件だけプロセスを変えなくてはいけないという理屈が僕自身は成り立たないのかなという気が、先ほどからずっと色んな議論を聞かせていただいている中で、そういうふうにも思っているところがあります。

○大西 他に何か、別の角度からの御意見、何かを強くサポートする御意見があれば。

○土井 私、委員であります。委員会の時にはそういう意味では総会に出すかどうかというのは心を決めきれていませんでした。査読の過程において修正がなされ、それに対して委員たちの意見などがでてくるところでその過程を見て、先ほど長野先生からも御懸念があつたように、総会にかけた時にどのような意見が出るかということを想定するのに、査読の過程でのやりとりが役に立つだろうと思っていました。その結果、私としては、やはり先ほどの長野先生の御懸念のように採択することが難しくなると、色々な意見、もちろん委員会の中でも少数意見出ましたがこの中にも載っていないものもありますので、そういう

ものなどをどうしていくのかという問題に立たされた時に、すごく難しいなという結論に達しまして、心が変わったというよりは、ペンディングだったものがやはり総会にかけずに従来と同様のプロセスでやるというのが一番いい方法だなと思い至るようになりました。以上です。

○大西 他にご発言ありますか。

○藤原 私、委員でございませし、今日も卒業式があったものですから大幅に遅刻してきたため議論も途中からしか伺ってないんですけれども、どうも非常にわかりにくい議論になっているといえますか、おそらく聴講されている人からしますと、立場が逆転しているような、そんなふうに見えかねないような話になっているかと思います。まさにそれが今の学術会議の問題ではないかと。中で何が起きているか非常に見えにくい。特に幹事会のところはですね、中の会員の人もわからないことが行われていて疑心暗鬼みたいなものになりやすいということで、そういった状況である現在においては、重要な問題に関してはなるべくオープンに見せたほうがよろしいのではないかと思います。これだけを特別扱いすることはおかしいという御意見が出ていますけれども、たまたまこの問題が今出たのでそういうことになっていますが、今後も何か非常に重要な案件が出てきた場合は同じようなことを経る可能性があるわけですから、そういったことをお考えいただければですね。今回に関しては幹事会で決めれば総会に持っていくことが特に問題ないようでしたら、私はそちらのほうが望ましいと思います。

○大西 そちらってどっちですか。

○藤原 総会のほうに持って行って提案するということです。

○大西 公開性がないということですが、今も大勢の傍聴の前でやっていますし、全く公開もとで、議論はときに複雑になるけども、公開でやっています。

○相原 今のひとつ、立場が逆転というのはどういうことですか。そこはちゃんと聞いておかないといけないと思って。

○杉田 こういう趣旨だと私は思います。私は、これを決めてほしい人です。その人がもうちょっと後にしてくださいと。こういう逆転があるということ。

○大西 他にご発言ありますか。

○藤原 今杉田先生に言っていた通りで、なにかを避けようとしているところがあると、これが外部から見えにくいところがあるかなと。

○大西 そうでもないかと思いますが…

○相原 その辺の発言は少し気を付けていただきたい。誰が何を避けようとしているのか仰っていただかないと。僕が何を避けてると仰っているんですか。

○藤原 よくわからないんですけれども、これまでの議論からしまして、そのなぜ二週間程度を急がせるのかというようなことです。

○大西 ちょっと問題を整理するとですね、根本の問題としては、普通ならば幹事会で決めるんですね。委任されているわけです。すべての意思の表出、これは学術会議用語ですけども、提言、声明あらゆるものは幹事会で決めます。これはかなり上位の会則で定められています。それでどういう場合に総会で決められるかということはどこにも書かれていませ

ん。ただ、幹事会が全部の権限を持っているのであれば、幹事会が総会で審議して決めてくださいというふうに決めれば、それをいやだという人はいないわけですね。総会の意思は総会を開くまでないわけです。ですからそういう意味では日常的な最高議決機関は幹事会決定であり、まさにここで決めるので、なにかができるということがあらかじめ決まっているわけではない。幹事会の意思そのものです。

ということで、ちょっと水入り宣言をしまして、今日中にももちろん決めますけれども、一つ別の案件がありまして、あまりお待ちいただくのはいけませんので、提案6は可能ですね。では提案6（提言「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」）があります。これについて15:30という時間限定で説明者においでいただいておりますので、これを先にやりまして、その後、議長判断でちょっと休憩をとらせていただいて、議論を再開すると。今日他にそんなに時間を要するものがたくさんはないと思いますので、そういうことも可能だと思います。そういう議事運営でよろしいでしょうか。よろしいですか。

○相原 はい。

○杉田 はい、どうぞ。

<休憩を前後し他案件審議（略）>

(2:55:22)

○大西 先ほどの件に戻ります。先ほどの件、もう一回ざっと整理しますと、まず提案3と提案4ということでありまして。提案3については通常の声明の提案として幹事会に提案されたという形をとっております。提案4がそれについて委員会の議論の中で総会の審議事項にしてもらえないかということで要望が幹事会に出された、検討委員会の決定で出されたということでありまして。幹事会としてプロセスとしては、学術会議法で総会が委任できる事項があると、総会が幹事会に委任できる事項というのがあって会則の中に委任するものとして、意思の表出に関する事項というのが入っております。したがって、このプロセスに従えば声明は幹事会で審議するということになります。ただ細則で総会への議案提案者が会長というのがありまして、総会の決定によって、議案を総会に提案するというのも幹事会の決定があればできるのではないかとということで、今日それを議論するというので先ほど議論を行いまして、両方の議論が出たと。検討委員会のほうについては杉田委員長がまとめて意見を仰ったと思いますが、一方で普通のプロセスであれば幹事会で決定するというので、検討委員会で積み上げた議論をしてきてまとめたのであるから、それを踏まえてなるべく早い機会にオープンにするほうがいいのではないかと、既に新聞等で学術会議の見解というのがオープンになっているということもあってそういう御意見もあったということです。そこからスタートして、どう集約するかということで少し議論を集約していきたいかと思いますが、まずあらためてご発言をいただければと思います。

○相原 私から、先ほどの繰り返しにはなるかと思いますが、改めてこれも読ませていただきまして、ちょっと議論が難しいんですが、内容とプロセスがあるので内容について私自身個

人としては異議はありませんので、これで通していただきたいと思います。それは置いておいてですね、プロセスとして、検討委員会の最初からプロセス全体として総会で議論がありましたし、そのうえでこういうプロセスを踏むんだということを総会の中でも会長が言って認めていただいたわけで、そしてこの委員会ができたわけでございます。ですのでその正当性について微塵も不明なところはありません。公開性についても、大変な御努力をされてマスコミ等もあるし、もともと学術会議全体が公開ですのでその中でやってきましたし、それから機会ある折にふれて部会でもどういうことが起こっているかを説明してほしいということを杉田委員長から言われてやっております。その中で様々な議論がある中でも、フィードバックもですね、そちらについても部からの委員を通じてお伝えした上で、そうした審議を重ねてきたという経緯を了解しております。そのことを常にオープンに少なくとも三部でも伝えてきました。それについては何の異論もなかったということでもあります。このプロセスについて今でもおかしいというようなことはないし、このプロセスでやっていて従うと、そういうことでやってきたわけです。そここのところ本当に透明性を保ってやってきたわけです。その上で、検討委員会が結論を出されたというのであれば、何度も言いますが結論が出ていないのであれば御議論あるかもしれませんが、結論を出して、先ほどの話ですと声明と報告の二つで出すということですが、まず声明についてはこれで査読も終わり、そのプロセスによって科学と社会委員会の査読も終わり承認し、ここに上げてきたということですよ。ですので、ここでそれを踏まえた上で、正しく承認するかどうかのプロセスですね、承認すべきであれば承認して、そのことを決めてですね、総会での議論はもちろん、総会で合意したようにプロセスを踏んできて結論が出ましたので報告します。ただし色んな御意見あると思いますが、それはそれでございます。御意見を踏まえた上で次の24期に引き継ぐことはあるでしょうけれども、23期としてはこのプロセスでやると決めてここを出してきたので御報告をして、御意見を伺う。幹事会として声明を承認したのであれば、当然幹事会のメンバーはこの我々が承認した声明に対しては支持するという立場になると私は思いますので、私はそのプロセスを踏むということを提案させていただきます。

○大西 はい、長野部長から御意見ございますか。

○長野 プロセスに関してはそれで結構だと思います。その先の、もしそれが認められるのであれば内容についてここで議論をするという話になるわけですね。

○大西 杉田部長からご発言をお願いします。

○杉田 私は立場上、今日は総会へ出すという前提でお願いしておりますので、他の先生方のご意見を伺った上であとで意見を申し上げたいと思います。

○大西 ということで、幹事会は委任をされているので本来幹事会にそういう責任もあると、決める責任もあるということなんだと思いますね。手続きを踏んでここまできているものについて、幹事会で決めないのかということも問われると、これも常に事実でございます。幹事会で決めてしまって総会に出した時に何がマイナスかということもあろうかと思いますが、総会に報告をして議論していただくということはもちろんやっていくと、その議論の結果がどのように反映されるのかということですが、もともと検討委員会の中でも、

これを継続していくことが重要だと、50年に一回ということではいけないのではないかと
という御意見はかなり強く出ているところなので、どういうテーマにこれを展開して議論
していくかということは別にして、そういう格好で引き継いでいくということもできるの
ではないかなという気もします。少し他に御意見がありましたら、幹事会で決めて総会に
出すというのも一つのやり方かと思いますけれども。

○花木 私は先ほど総会で議論するほうがいいだろうと申し上げたわけですが、私の申し
上げた趣旨で一番大事なところは総会で議論するというプロセス自体が重要だと、あるい
は多くの方が意見を述べる機会を設けるということでありました。そういうことで考える
とですね、決定することと色々と議論することを分けるということももちろんあり得ると
思っています。すなわちここで決定して、それをもとに総会で色んな方に御議論をいただ
くということでも、それはそういう面での必要が満たせるんじゃないかと思います。です
から、先ほどの意見にそんなにこだわるわけではありません。

○向井 先ほど福田先生が仰ったように、プロセスはプロセスであるということに賛成です。つ
まりこの会議で決めるということに賛成。総会は報告という形で御議論していただいて、
議論はたぶんまとまらないと思うので、24期で会長の仰るとおり新たな審議会等を立ち
上げることになるのかと思います。一点、相原先生の仰ったことへの意見です。ここで決
めたものは、大元の委員会と同様に意見はまとまらないので、委員会としてはそれを多数
決での決定という形で出すことになると思います。総会での決定も同様に、学術会議の総
論としては出るけれども、個別の話は、個別の先生方が異なる意見を持っていたとしてもそれは
許容すべきだと思います。

○相原 デモクラシーはそういうものです。

○向井 ダイバーシティが重要で、皆が同一意見になることのほうが危険だと思いますので。この
決定はこの会合としての決定であって、個人の人たちが全面に出る決定ではないという
ことです。先生の仰っていた「全員が決定をバックアップするべき」というわけではない
ということです。

○相原 わかりました。

○大西 検討委員会の中でもそういう留保付きの発言はございました。他にご発言ありますか。
(※特にご発言者なし) …杉田先生、そういうことなんですが。

○杉田 先ほど大西先生が整理してくださったように、総会の位置づけですが、総会にお
いてしっかりと議論していただいて今後につなげていくというそういう前提を得れば、こ
こで今多くの先生方が仰ってくれた形で決めていただいても私は差し支えありません。

○大西 ありがとうございます。それでは提案3がいきるということになりますので、声明につ
いて今日、そんなに長くないし既にみなさんお読みいただいているものであります。報告
はちょっと長いので今日はこれは議論しないということで、声明について、今日提案3に
従って、説明者席のほうに杉田先生に移動していただいて、検討委員会の委員長として5
分間で報告、説明をしていただいて、質疑応答するというところで取り扱いたいと思います。
それでは、すみませんをお願い致します。

○杉田 改めまして、先ほど声明を全部読み上げさせていただきましたので、もう一度読み上げ

ることは煩雑に過ぎると思いますので、各段落ごとにその趣旨について申し上げます。第一段落は、日本学術会議のそもそもの創設自体が戦争協力への反省を踏まえておりますが、その後、50年、67年と2回声明を出した、この背景には戦争協力への反省があったということをもまず明らかにしております。そして特にここでは学問の自由、そして学術の健全な発展ということ考えた時に軍事的な安全保障研究というものがもたらし得る弊害、そういうものについて検討してあります。先ほど継承に関して御議論させていただきましたが、これは実は委員会の中でもかなり色んな議論がございましたけれども、ここでの立場はですね、50年、67年の声明については例えばこれを堅持という表現にすべきだという御意見も一方にはあり、それ以外の御意見もあるかと思いますが、この50年、67年声明を現在の時点においてどのように出していくのか、ということがここで問われている。ですから単に同じ文言、例えば堅持であれば何も新たな声明を出す必要はございません。しかし新たに出すとすれば、それを発展的に継承していこうという意味になるわけです。それが後のほうに繋がっていくわけですが、学術の健全な発展というときにはやはり、先ほど学問の自由ということも申し上げましたけれども、特に学術研究、もちろんその他の側面もございませうけれども、やはり過去の歴史の中で様々な動員とか制約の経験がございましたので、そういうことを踏まえつつ研究の自主性・自立性、そして特に研究後の成果の公開性が担保されることが必要であるということで、その観点から、やはり軍事的な安全保障研究については研究の前、後、あらゆる局面において注意する必要があると。そして第三段落は今回の検討委員会がつけられたきっかけの一つでございます防衛装備庁の制度について、これはかなり委員会においても審議を致しました。そしてこれが装備開発につながる目的をかなり明確化して公募審査が行われ、進捗管理が内部の職員によって行われるなどの問題点を指摘しております。そしてこういう形ではない研究費、民生分野の研究資金の充実が科学者の研究の自主性・自立性・研究の公開性という点で主軸となるべきではないかということです。そして第四段落ですが、この辺りが特に先ほど申し上げた発展的な継承ということに属するんですけれども、すなわち、従来はどんな形でこれに関わるような資金の問題があっても、大学において色んな対応があったわけですが、必ずしも十分な検討の上対応されていたかどうかかわからない中で、科学者の意図を離れて研究成果が様々な転用をされ得るということを意識しつつ、特に大学等の役割、大学等の各研究機関は管理責任を有している以上、自由な教育環境・研究環境を維持する責任を負っていますので、したがってそういう観点から研究適切性について審査する制度を設ける必要があるということでございます。学協会等においても検討が必要であります。そして最後の段落は、科学者コミュニティ全体の役割、その中に日本学術会議の役割も書かれているわけなんです、科学者コミュニティが全体としてこの軍事的な安全保障研究の問題をここでは取り上げておりますが、研究の適切性に関して、どのように考えていくのか、この問題はかなり難しい問題であります、自明の問題ではないがゆえにさまざまな知識を蓄積していく必要がある、そしてそのための議論を継続していく必要があるということを申し上げます。これらがこの声明の内容でございます。よろしくご審議をお願い致します。

○大西 ありがとうございます。先ほど議論の中で査読についても紹介していただきましたけ

ども、一応正式な議題になりましたので、もう一度簡潔に査読結果について報告をお願いします。

○井野瀬 それでは形式だけ踏まさせていただきます。科学と社会委員会に声明が出された3月10日から3名の査読者の間で意見を取りまとめ、そして委員会とやりとりをしてきました。短い間でしたけれども、たくさんの文言あるいは論点に対して、また論点の補強という意味から研究の公開性についても少し捕捉というあたりについてもすべて対応していただき、科学と社会委員会から幹事会に提示した次第です。以上です。

○大西 ありがとうございます。それではみなさんから御意見・御質問があったらお願いします。どうぞ。

○長野 それでは、先ほどの「継承」ということに関して、もう一回質問させていただきますが、委員会の中でその文言なのですが、「学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認」ということだけで終わったほうがいいというような意見は出ませんでしたか。

○杉田 そのような御意見は私の記憶では特段なかったと思います。この「継承」ということに関しては、ほとんど御意見はなくてですね、ここをどういう文言にするのかということについては、元々、つまり過去の声明と接続の問題、どのような関係にたつのかということについては、委員会の発足以来、色々問題意識としては委員の中にあつたと思いますが、最終的にこの「継承」という案が出されたことについて、懸念というか反対はあまりなかったと思います。ただ、一部に堅持のほうがいいという意見があつたということでございます。

○長野 先ほども言いましたが、非常に微細に気を使われた文章であるということをお前提として聞いていただきたいのですが、先ほど先生は「継承」が発展的な、従来のですね、50年、67年の発展的継承ということでしたけれども、しかし下の方の第四段落のところのいわゆる「審査する制度を設けるべき」あるいは「ガイドライン等を設定」すべきというのは一歩踏み出しているといいますか、この文章というのは人によって捉え方が違ってくるだろうと、かなり気を使われた文章なんじゃないかなと思います。発展的というか、あるいは質的に違っているかもしれないというとり方にもとれる。であればあえて「継承」という言葉を使わずに、「緊張関係にあることをここに確認」する、で止めてもいいのかなと思いました。

○杉田 先生の今の御提案ですと、従来の声明との関係は述べないということですか。

○長野 行間には十分に述べられていますが、明確には、報告の中にもそういう文章がなかったということで、私はそう感じたんですね。

○杉田 これはですね、やはり、私の意見ですけれども、委員会でも「継承」という言葉についての異論がなかったことも含めて、やはりこの二つの声明に対してネガティブに反応するのか、あるいは二つの声明に対してポジティブというかですね、少なくともネガティブではない反応をするのかということがかなり大きな問題ですので、やはり何もその過去の声明との関係について文上に示さないというのはなかなか難しい判断ではないかと私は思います。

○長野 了解します。

○大西 他に御指摘事項ありますか。どうぞ。

○向井 別の場所ですが、全体的にはこれでいいですが、ニュアンスというかトーンがちょっと気になる場所が二か所あります、一つは二段落目の「政府による研究者の活動への一方的な介入が強まる懸念がある」という場所と、もう一つはその下の段落の「政府による研究への介入が著しく、問題が多い」というこの部分はもう少し柔らかい表現がいいのではないかと思います。意見が違う人たちがいるのはわかるので、わざわざフリクションを起こすような表現でなくてもいいと思います。例えば、「一方的」を抜いて、「政府による研究者の活動への介入の懸念がある」という表現でいいと思います。介入という言葉ですが、反政府的な表現でフリクションを起こさなくてもいいかなと。また、四段落目の「軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため」というのは、確かにそうかもしれないんですが、元々防衛装備庁は安全保障という言葉を使っているので、このところも「攻撃的な目的」というところまで表現してしまうと、過大表現であると思います。なるべく避けられるフリクションは避けて議論したほうがいいかなという観点からです。

○杉田 ありがとうございます。ただ向井先生は委員なので、委員会において発言していただきたかったです。

○向井 内容に関しては賛成なんですけど、全体を読んだ時に、もう一回読み直してみたら表現が強すぎるかなと思い、遅ればせながらの指摘で申し訳ありません。

○杉田 わかりました。一つはですね、二段落目の「一方的な」は今回委員会案に対して挿入されている文言です。これは査読意見で、「一方的な」というのが入っておりまして、それを採用したわけなんですけど、委員会案は「一方的な」はございませんでしたのでこれを削除することは私はそれほど躊躇はありません。それでよろしいですか。他の先生も御意見があれば。ただ二つ目の点で先生が御指摘の「政府による研究への介入」、この部分は実は先ほど一部示唆があったのですが、実は委員会の内部で査読対応の中でこの文言をどうすべきかと。実は査読意見との関係で「政府による研究への介入」と今この三段落目三行目でなっておりますが、これを例えば、「同庁」、つまり防衛装備庁、「同庁」による研究への介入のほうがいいのではないかと御意見が強くありましたので、向井先生も御存じの通り、そこは委員の間で意見の集約を行いまして、その結果「政府」のままという意見が多かったので、ここについては委員会としては修正できません。

○向井 私はそこは「政府」のままで「同庁」でも構わないです。ただ「介入」という言葉とその後の「著しく、問題が多い」という後ろのところが、後から読んでみたときに「介入」という言葉自体がちょっと強いかなという思いがしたので、特にその前の段落は「一方的」、「強まる」という言葉がついていたので、この「介入」に拘っています。

○杉田 そうですか。「一方的な」のほうについては先ほど申し上げたとおり私は削除してよろしいんじゃないかと思うんですが、「介入」という言葉もですね、どんなニュアンスでも捉えられる可能性がありますので、人によってニュアンスが異なると思いますけれども、いわゆる関与という意味なんですけれども、ただこれは委員会の審議の中でこの文言についてそういうような御意見がついたというのはとりまとめ段階においてなかったと思い

ますので、あまり現在の時点で修正しないほうがいいのではないかと私は思います。その次の「攻撃的な目的」についても、委員会審議の中間とりまとめ段階からこうなっておりまして、これについて何らかの意見がついたということはございません。ずっとこのままになっております。先ほど向井先生は防衛装備庁の制度に攻撃的という表現がふさわしくないのではないかとというふうに仰ったんですが、防衛装備庁の話は第三段落までで、この第四段落は一般論で、一般的にはそうだとすることでございまして、特に防衛装備庁ということではございません。米軍とかになりますと、これは当然防衛省とは違う種類の組織でございますので、何も米軍だけを想定しているわけではございませんけれども、そういうこともこの中に含まれているわけです。

○大西 他にご発言がありましたらお願いします。さっきの「政府による研究者の活動への一方的な介入」について、一方的かどうかということでありまして、向井先生のポイントはむしろその後の「介入」という用語なので、ここは特に問題にしないということによってよろしいですね。

○向井 いや、杉田先生仰るように「介入」は残していただいていた方がいいんですが、そうであれば前後の「一方的な」という形容詞を外す。それと、できれば私は「強まる懸念がある」の「強まる」を外して、政府による研究者の活動への介入懸念がある、でも十分意味が通じると思うんです。形容詞というのは誰がどれくらい思っているのかわからないので、客観的ではなく主観が入りますので、そういう主観の言葉を極力除いて、客観的なディスクリプションだけのほうがいいんじゃないかなと思ったので、ここのところは、活動への介入懸念がある、でいいんじゃないでしょうかと思いました。

○杉田 「強まる」という表現になっていますのは、他の例えば民生的な研究との比較においてより強い、というそういう比較の視点で書かれているんですね。これ自体は量的に、絶対量というそういう意味ではなくて、民生的なものとの比較を主として想定されているので比較級だと、そういう認識でいかがでしょうか。

○向井 わかりました。では「一方的な」という後から査読で追加されたところだけを除いていただければと思います。

○杉田 了解いたしました。

○大西 ではそこを修正すると。これは文章の性格としては、声明については幹事会のクレジットですので、ここで決めるということになります。委員長のご了解もあるので、ではこの「一方的な」を削除すると。他にありますか。よろしいですか。それでは、全体の中で今の点を削除しまして、一番上のところに「平成 29 年 3 月 24 日第 243 回幹事会」で決まったということに、この体裁は今までの声明の体裁にあわせたいと思います。ということで、決定ということによってよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それではこれで声明としては決定したということに致します。それで、報告のほうですけれども、報告についてはですね、事務局から意見がありますか？

○駒形局長 確認だけです。報告については総会時の幹事会で審議していただくということによってよろしいでしょうか。

○大西 今日はちょっと準備が間に合っていない、想定外ということもありますので審議は今日

なしないと、報告についても大筋…でも予断はいけないので、ということでよろしいですか。

○杉田 本日の時間も時間ですので、あまり拙速な審議もよくないと思いますので、報告については総会時幹事会で私は結構です。

○大西 それではそういう扱いに。

○駒形局長 日付がそれぞれ変わりますが…

○杉田 問題ありません。

○大西 色々と曲折を経てまとまったんだというのがにじみ出るようになるということかもしれません。どうもありがとうございました。

<以下略>

(以 上)